

賦課金は口座振替での納入が便利です！

管内農協並びに全国郵便局より賦課金の自動口座振替ができます。
まだ、お申込みをされていない方は是非ご利用願います。

申込手続き方法

農 協…下記の農協窓口に『貯金口座振替申込書』がありますので必要事項を記入してお申込みください。

(J A佐原、J Aかとり、J A多古町、J Aちばみどり、J A山武郡市、J A長生)
郵便局…最寄りの下記出張所までご連絡ください。申込書をお送りいたしますので、必要事項をご記入のうえ、お近くの郵便局へお申込みください。

新規申込者へ

平成22年度の賦課金口座振替は、7月30日までに金融機関へ申し込まれた方とさせていただきます。

なお、8月以降に申し込まれた方には申し訳ございませんが、平成23年度からのお取扱いとさせていただきます。

自動口座振替を申し込まれている組合員の皆様へ

振替日と残高確認のお願い！

平成22年度の口座振替は、9月28日(火)に行いますので、納期が近づきましたら預貯金残高の確認をお願いいたします。

※口座振替により賦課金を納入する方は、通帳の振替金額の記帳をもって納入証明となるため、領収証の発行はいたしません。引落日以降に必ず通帳を記帳願います。

変更になる場合の届出

振替口座の変更をする場合は、再度、希望する金融機関へ申込書を提出願います。

忘れていませんか届出！

農地の異動・組合員資格の変更などの下記申請をしていただけないと、前年と同様に賦課されますので早急に届出てください。公共機関(市町村・法務局・農業委員会等)に届出済、または所有権の移転済みであっても、両総土地改良区に届出がないと台帳は変わりません。

下記の場合は必ず届出てください。

- ◎農地を売買又は交換したとき
- ◎組合員を変更するとき(農業者年金の受給又は経営移譲・相続等)
- ◎農地を賃貸借又は解約したとき
- ◎住所を変更するとき
- ◎農地を農地以外に変更するとき

※ 「組合員資格得喪通知書」、「農地転用等の通知書・地区除外申請書」、「開発行為等に伴う排水同意申請書」などの届出用紙は、最寄りの出張所に用意してあります。

※ 農地転用による受益地の減少に伴い、維持管理に必要な各組合員の負担が大きくなります。土地改良法第42条には「組合員は土地改良区の事業に関する権利義務については必要な決済をしなければならない」と定められており、転用する面積に応じて農地転用決済金を支払う必要があります。

なお、国・県・市町村等の公共事業用地(道路用地・河川用地等)として買収された場合も決済金が必要になります。

お問い合わせは

<最寄りの水土里ネット両総へ>

佐原出張所 香取市佐原 689
TEL0478-54-3566

多古出張所 多古町多古 691-2
TEL0479-76-2020

東金出張所 東金市東金 1163
TEL0475-53-0728

本納出張所 茂原市本納 3041
TEL0475-34-3113